

労災疾病臨床研究事業費補助金交付要領に定める収支報告書の提出について

令和元年 5 月 20 日
計 画 課 長 決 定

労災疾病臨床研究事業費補助金交付要領（平成 26 年 7 月 18 日労働基準局長決定（平成 31 年 3 月 28 日一部改正））21 に規定する収支報告書の提出について、下記のとおり取り扱うこととする。

記

- 1 研究代表者は、労災疾病臨床研究事業費補助金交付要綱（平成 26 年 7 月 18 日厚生労働事務次官決定（平成 29 年 4 月 1 日一部改正））第 17 条第 1 項の規定により厚生労働大臣から交付すべき補助金の額の確定通知を受けた日から 30 日以内に、別紙様式により作成した収支報告書を、厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課へ 1 部提出するものとする。
- 2 収支報告書の提出を受けた厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課は、厚生労働省ホームページ等で公開するものとする。
- 3 研究代表者が 1 の事務を行うに当たっては、「労災疾病臨床研究事業費補助金における事務委任について」（令和元年 5 月 20 日計画課長決定）の規定により、当該事務を所属機関の長に委任するものとする。